

町道除雪作業にご協力を

建設係

雪のシーズンを迎え、町では町内建設業者の皆様のご協力により幹線道路の除雪や凍結防止剤散布を行い交通の確保に努めます。

除雪作業は積雪が10センチメートルを超えると想定される場合に開始しますが、幹線道路から順次行っていきます。順序は、**国道→県道→町道**となっておりますので、ご承知おきください。

作業を実施するに当たり、皆さんに次の事項についてご協力をお願いします。

路上駐車はやめてください

道路に車が駐車していると作業の妨げになり、作業が遅れる原因にもなりますので絶対にやめてください。

作業中の除雪車に近づかないでください

除雪車は作業中前後左右に動き危険ですので、10メートル以内には近づかないでください。また、事故の原因にもなりますので、除雪車を無理に追い越さないでください。

路上に突き出た木竹等の伐採・切除をしてください

降雪により木竹の枝が垂れ下がると、除雪作業の妨げや道路交通の障害となりますので、道路隣接地の樹木の適切な管理をお願いします。

小路や各戸の出入り口の雪かきにご理解を

道路除雪車により、各家庭の進入路や狭い道の交差部に雪が寄ってしまうことがあります。二度手間になるかもしれませんが、ご理解をいただき関係される皆さんでの除雪をお願いします。

凍結防止剤の散布について

日中、雪が解け路上に流れた水が夜間に凍結すると滑りやすく大変危険です。路面凍結が予想される場合に、専用散布車により凍結防止剤を散布しますが、特に日陰などは、注意しながら通行をお願いします。

高齢化社会を迎え除雪は、地域でも家庭でも大変な作業となりました。町でも、雪道での安全な交通の確保のため重点課題として取り組んでおりますが、集落内道路や通学道路・歩道についての除雪は、地域でのご協力をお願いします。

「地域の水は地域で守る」をテーマに

水資源保全サミット開催

佐久地域では平成23年6月に私たちの生活に欠かす事のできない地下水など水資源を保全するため、東御市を含めた地下水等水資源保全連絡調整会議を立ち上げ、それぞれの自治体で条例整備に向け研究や、情報交換を行ってまいりました。立科町でも昨年六月に地下水保全条例を制定しましたが、その後、佐久地域の全市町村が今年の6月末までに条例を整備しました。

そこで、地域を越えて循環する地下水を守り、資源として育み、地域の人たちが有効活用していくため、地下水を守ろうとする自治体が全国より一堂に会し強固な連携の下で意識や情報を共有化し、全国に発信するための水資源保全サミットが、去る10月5日佐久市勤労者福祉センターにおいて開催されました。このサミットには全国より30市町村の首長が出席し、地下水の利用に関するルールづくりや有効利用するネットワークの確立など掲げ共同宣言を行いました。

